

令和 8 年度 第 3 回加東市農業委員会総会（6 月定例会）議事録

開催日時	令和 8 年 6 月 22 日（月）午後 3 時 00 分～午後 3 時 59 分			
開催場所	加東市役所 3 階 301・302 会議室			
出席委員 *丸数字は農地利用最適 化推進委員	1：－ 5：高見秀人 9：小林二城 13：柏木和博 ①：－ ⑤：山口康博 ⑨：末廣義隆	2：藤原準一郎 6：伊澤敏喜 10：大畑眞司 14：田尻倫生 ②：－ ⑥：末廣信久 ⑩：谷口武徳	3：田中 豊 7：井上 弘 11：藤原義弘 15：－ ③：黒石剛史 ⑦：松本敏夫 ⑪：－	4：小西輝明 8：下山泰三 12：藤川克弘 ④：時本 司 ⑧：古丸 剛 ⑫：小薮富也
欠席委員	1：岸本敏弘 ⑪：久保儀人	15：藤浦春治	①：村上雅信	②：田中重信
議事録署名委員	12：藤川克弘 13：柏木和博			
出席職員	農業委員会事務局長 神戸 剛、農業委員会事務局副課長 藤井康孝 農業委員会事務局主事 川邊 錬 産業振興部農政課係長 藤崎純平			

会議次第

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員指名

4 議事

第 11 号議案	農地法第 3 条の規定による許可について	4 件
第 12 号議案	農地法第 4 条の規定による許可について	1 件
第 13 号議案	農用地利用集積等促進計画案に関する意見について	9 件
第 14 号議案	農業経営改善計画に関する意見について	2 件
第 15 号議案	加東市地域計画に関する意見について	2 件

5 報告

報告第 5 号	市街化区域内の農地法第 5 条の届出について	2 件
報告第 6 号	農地の貸借の合意解約通知について	3 件

6 その他

7 閉会

事務局	本日の農業委員の出席は 15 名のうち 13 名で、過半数に達しているため、加東市農業委員会総会会議規則第 9 条の規定により、本会議が成立したことを報告します。 開会にあたり、議長である小西会長より挨拶を申し上げます。
会長	<あいさつ>
議長	ただいまから、令和 8 年度第 3 回加東市農業委員会総会を開会します。 本日、現地調査担当の 10 番 大畑農業委員、11 番 藤原農業委員、4 番 時本推進委員、5 番 山口推進委員、6 番 末廣推進委員ありがとうございました。 のちほど、調査報告をよろしくお願いします。 本日の会議の議事録署名委員に、12 番 藤川農業委員、13 番 柏木農業委員を指名しますので、よろしくお願いします。 それでは議案の審議に入ります。
議長	第 11 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、譲渡人は、遠方に居住しているため耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 40 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 2、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も 25 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 3、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。水稻の作付けを予定しており、必要な農機具を所有しているほか、農業経験も約 20 年あることから耕作は可能であると見込まれます。 番号 4、譲渡人は、高齢により耕作が困難なことから、譲受人に譲渡するため申請されました。申請地では水稻の作付けを予定しています。農地の取得は初めてとなりますが、父親の農作業の手伝いを約 20 年経験されており、必要な農機具は父親所有のものを共同で利用するため、耕作は可能であると見込まれます。 以上の申請については、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件について、該当する担当区域の委員から譲受人の耕作状況について補足はございませんか。
委員	番号 1 の方は農業経営に必要な農機具を所有し、農地も適正に管理されているため、農地を取得することについて問題はないと考えます。
委員	番号 2、3 の方は農業経験が豊富であり、農業経営に必要な農機具も所有しているため、農地を取得することについて問題はないと考えます。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。
	第 11 号議案は、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>

議長	全員挙手にて、第 11 号議案は許可することに決定しました。
議長	第 12 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、本件は、露天駐車場による転用となります。 申請地は、申請者の実家に隣接しており、実家の駐車スペースを拡張するため申請されました。現状は、進入路が狭いことに加え、転回スペースもなく、特に親族が帰省する際は駐車スペースが不足し、路上駐車せざるを得ない状況となっています。近隣の方に迷惑をかけることがないように、この状況を早急に解消したいと考えられています。申請地の農地区分は第 1 種農地に該当し、土地改良区は目的どおりの事項を遵守すれば支障はないとの意見です。 以上の申請については、農地法第 4 条第 6 項各号に規定する不許可の場合には該当せず、許可相当の要件を満たすものと考えます。説明は以上です。
議長	本件については、現地調査を行っています。
現地調査員	調査結果を現地調査員から報告をお願いします。 番号 1 の現地の状況は保全管理でした。申請地では碎石を敷き、雨水は自然浸透となるほか、隣接する農地との境界にはブロックを設置されるため、土砂の流出など周辺の農地に影響を及ぼすおそれはないと思われます。報告は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 12 号議案は、許可相当という意見を付けて、県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 12 号議案は許可相当という意見を付けて、県知事に送付します。
議長	第 13 号議案「農用地利用集積等促進計画案に関する意見について」事務局より説明をお願いします。
事務局	使用貸借権 9 件、13 筆、27,627 m ² に農地中間管理権が設定され、7 月 31 日公告予定です。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	<意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 13 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	<全員挙手>
議長	全員挙手にて、第 13 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 14 号議案「農業経営改善計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	更新の申請が 2 件で、本計画の目標年度は令和 12 年度となります。

	番号 1、個人による更新の申請となります。 現状の営農類型は稲作で、目標年度においても同様の営農を計画しています。 主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得について、現状は 731 万円、目標年度において 559 万円を目指します。 主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間について、現状は 1,800 時間、目標年度においても 1,800 時間を目指し、主たる従事者の人数は 1 人を計画しています。 作目は水稻で、作付面積を現状の 1,320a から 1,400a に拡大します。 経営に係る構成員は、本人、妻、母の 3 人で、主たる従事者は本人となります。また、臨時雇用を現状の 7 人から 8 人に増員する見通しとなっています。 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、乾燥調製設備を 1 式増設し、乾燥機 2 台及びライスプール 1 式を更新します。 収支計画は、作付面積の拡大などにより、目標年度の主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得は 559 万円で、本市の認定基準 450 万円を上回るため、認定基準を満たす見込みです。 番号 2、法人による更新の申請となります。 現状の営農類型は稲作及び麦類作の複合経営で、目標年度においても同様の営農を計画しています。 主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得について、現状は 816 万円、目標年度において 476 万円を目指します。 主たる従事者 1 人当たりの年間労働時間について、現状は 1,200 時間、目標年度において 1,800 時間を目指し、主たる従事者の人数は 1 人を計画しています。 作目は水稻及び大麦で、作付面積を現状の 2,312a から 2,800a に拡大します。 経営に係る構成員は、代表者を含め役員 6 人で、主たる従事者は代表者 1 人となります。また、臨時雇用を現状の 6 人から 10 人に増員する見通しとなっています。 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画は、トラクター 1 台、コンバイン 1 台及びドローン 1 台を導入し、既存の農機具庫 1 棟を拡張します。 収支計画は、作付面積の拡大により、目標年度の主たる従事者 1 人当たりの年間農業所得は 476 万円で、本市の認定基準 450 万円を上回るため、認定基準を満たす見込みです。説明は以上です。
議長 委員	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。 2 件の申請とも、作付面積を拡大する計画でありながら、目標の年間農業所得が現状よりも減額する理由を確認したい。
農政課	目標の年間農業所得は、過去 3 年の平均販売単価をもとに算出していますが、現状を指す令和 7 年度につきましては、米の販売単価が高騰したことにより、例年より年間農業所得が大幅に増加となりました。番号 1 の申請者は、米の単価高騰に加え、畜産の仕事を手伝ったことによる収入もあったためとなります。
議長 各委員	他に何か意見はございませんか。 <意見なし>
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 14 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員	＜全員挙手＞
議長	全員挙手にて、第 14 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	第 15 号議案「加東市地域計画に関する意見について」農政課より説明をお願いします。
農政課	計画の変更として、家原地区及び下三草地区の地域計画について説明いたします。 家原地区は、担い手を 1 名追加し、4 経営体を中心に集積・集約を進めます。追加の 1 名は、借り受け予定者が未定であった範囲を借り受ける予定です。 下三草地区は、担い手を 1 名追加し、2 経営体を中心に集積・集約を進めます。追加の 1 名は地区外からの参入となりますが、既に隣接する地区の担い手として位置付けられており、耕作範囲を下三草地区まで拡大する意向を示されています。集積・集約の範囲は下三草地区と協議を行い、変更後の目標地図のとおりでございます。説明は以上です。
議長	ただいまから審議を行います。何か意見はございませんか。
各委員	＜意見なし＞
議長	意見がないようですので、採決いたします。 第 15 号議案は、意見なしと市長へ回答することに賛成の方は挙手をお願いします。
各委員	＜全員挙手＞
議長	全員挙手にて、第 15 号議案は意見なしと市長へ回答することに決定しました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第 5 号「市街化区域内の農地法第 5 条の届出について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1、事務所及び露天駐車場に転用する届出を 6 月 4 日付けで受理しました。 番号 2、一般個人住宅及び露天駐車場に転用する届出を 5 月 11 日付けで受理しました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	報告第 6 号「農地の貸借の合意解約通知について」事務局より説明をお願いします。
事務局	番号 1 は、所有者が売却の斡旋を希望されたことにより解約されました。 番号 2 は、借り手を変更するため解約されました。 番号 3 は、所有者の都合により解約されました。説明は以上です。
議長	届出の書類は完備されていますので、報告書のとおり専決処分の報告とします。
議長	以上で本日の議題は全て終了いたしました。慎重にご審議を賜りありがとうございます。 最後に、その他事項として、事務局から連絡などがあれば説明をお願いします。
事務局	以下について説明 ・第 1 回農地パトロールの実施について ・農地パトロール時における熱中症対策について ・農地貸付等希望申出の情報提供（1 件）

議長	・営農型太陽光発電事業者に対する市の対応について 何か質問などはございませんか。
委員	農地を借りて設置する営農型太陽光発電設備が事業廃止する場合、原状回復をしてから農地を返してくれるのかと地区の方から相談を受けて返答に困っている。
事務局	営農型太陽光発電設備を設置する場合、一時転用の申請書と併せて営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書と撤去に係る見積書を提出するため、事業者によって原状回復はされるものと考えます。しかし、事業者が倒産等により原状回復が行われない場合について県に確認したところ、責任は地権者に残るとのことですので、地区や地権者は事業者と十分に協議したうえで、慎重に検討していただく必要があると考えます。地区や地権者からの相談で返答に困った場合は、事務局で対応させていただきます。
委員	営農型太陽光発電事業者に対する市の対応として、区長など地区関係者との協議が整ったうえで、地権者と接触するよう事業者に対して指導をされたとのことですが、地区との協議が整う前に、事業者と地権者との間で契約がなされた場合、どのような対応となるのか。
事務局	申請の際には、区長、水利代表者、隣接農地の所有者及び耕作者の同意書を提出するため、申請があったときは地区等が同意されたものとなっています。よって、事業者と地権者との契約のみで、営農型太陽光発電設備が設置されることはありません。
議長	他に何か質問などはございませんか。
委員	区域区分が廃止された場合、農家住宅や地縁者住宅の取り扱いはどのように変わるのか確認したい。
事務局	現在は、市街化調整区域で住宅を建築する場合、農家住宅や地縁者住宅など居住者が限定されていますが、区域区分が廃止になると居住者の制限を受けないこととなり、誰でも住宅を建築することが可能となります。ただし、農用地区域や農地区分などの規制は変わることなく維持されるため、どこでも住宅の建築が可能になるとは限りません。
委員	固定資産税は変わるのか。
事務局	周辺の土地利用が進むなど土地需要に変化が生じた場合、固定資産税が変更される可能性があります。
議長	他に何か質問などはございませんか。
各委員	<なし>
議長	以上で、令和８年度第３回加東市農業委員会総会を閉会します。

会議のてん末を記して、相違ないことを認め、署名をいたします。

議 長 小西 輝明

議事録署名委員 藤川 克弘

議事録署名委員 柏木 和博
